

チャリティと教育
—今日におけるチャリティの意義を考える—
趣旨説明と総括

吉原 美那子
(高崎経済大学)

1. はじめに——チャリティと教育の現在地——

チャリティは、英国において市民社会を形成する上での中心的役割を担っている。サッチャー政権時代の公共サービスの補完として、さらにはブレア政権や保守党連立政権においては公共サービスの供給者としての役割である¹⁾。さらにこのチャリティは、21世紀に入り公益の再定義とともに、そのあり方の議論が重ねられてきた²⁾。現在、チャリティは、公益を目的とし公益を増進する団体とされ、法人格の有無は問わず登録制がとられている。その歴史は、1601年の公益ユース法 (Statute of Charitable Uses, 1601) まで遡る。その法成立以来、公益の目的のなかに「教育の振興 (advance of education)」が明記され、教育もチャリティの主たる活動とされ、今日に至っている³⁾。

チャリティと教育の関係で言えば、日英教育学会第32回大会のシンポジウムで主題となった独立学校 (independent school) の運営組織はチャリティに含まれ、加えてその比較対象として取りあげられたアカデミー・トラストも同様である⁴⁾。独立学校の中でもとりわけパブリック・スクールは、高額の授業料のもとに行われる権威的かつ閉鎖的なエリート教育と批判されこれらが公益に該当するのか否かの議論が長らくあったが、第32回大会のシンポジウムでは多様性、開放性、公平性、グローバル化を意識した現代化を図り、その組織や構成員が公益を前提とした組織、動きがあることが言及された。一方、イングランドで拡大した公営学校の一つ、アカデミーの設置母体であるアカデミー・トラストも「公共の利益」のためのチャリティである。アカデミー施策は学校運営の民営化とも言われているが、公益の議論を踏まえた上での学校の民営化であることを留意しなければならない。このような今日の教育政策の動向や英国独自の多様な学校の動向を考察するとき、それらが公的セクターと私的セクター、第三セクターとどのような関係にあるか、教育は公益なのか営利なのかをより丁寧に論じなければならないだろう。

2. チャリティとは何か——シンポジウムの趣旨——

英国で議論が続く公益とは何か、その根底にあるチャリティとは何か。それらをより深く掘り下げるには、チャリティをその背景と特質を歴史的に追わねばならない。さらには、チャリティと教育の関係を歴史的観点から紐解く作業をしなければならない。そこで、次の3点を目標に本

シンポジウムを企画した。第1に、英国のチャリティとはいったい何なのか。第2に、その「全体」の中で、教育はどのように捉えられてきたのか。第3に、チャリティは今日の教育政策の中で、どのように機能しているのかである。

先にも述べたように、英国の教育は、遠い過去から現在に至るまで、チャリティを抜きにして語り得ない。国民に対する斉一的な「公教育」の制度が確立されるはるか以前から、チャリティは、初歩的な読み書きを教えるささやかな学校からオックスブリッジの大学カレッジに至る各種の教育施設を建て、維持し、貧しい優秀な若者に奨学金を提供するなどしてきた。さらに国内のみならず、イギリス帝国およびその外側に至るグローバルな範囲に、宣教師や団体を介してチャリティ的な教育を広めてきた。こうした現象が英国によって作り出されて、今に至るまで続いている理由と意味を問うことには意義があるだろう。

そもそも英国において、チャリティの手が差し伸べられる分野は教育だけではない。それでは、英国のチャリティとはいったい何なのか。そしてその「全体」の中で、教育はどのように捉えられてきたのか。逆に英国の教育とはいったい何であって、その全体の中で、諸所に浸潤するチャリティはどのように捉えられてきたのか。

そこで注目したのが、金澤周作氏の研究である。金澤氏は、チャリティは「民間非営利自発的な弱者救済行為」と定義している。近代において、英国は福祉領域行政の停滞により、キリスト教的なチャリティ、さらにはフィランソロピ（博愛活動）が社会を支えていた⁵⁾。フィランソロピは英国人のアイデンティティの核であるとともに、社会の「本質的」な要素であると述べている⁶⁾。とは言っても、レッセ・フェールが根底にあり、自助や互助では不可能な領域（貧困救済など）を、（氏の言葉を借りるならば）公権力か民間かの二者択一ではなく国家（もしくは政府）とフィランソロピの「福祉の混合経済」のなかにおくことで、国家とは別の共同体が生み出される。その共同体は救い・救われるの関係が変質するにつれ変容していくが、それであってもフィランソロピと国家の関係は今日も続いていると氏は指摘している⁷⁾。その現象は教育にも当てはまるであろう。

かくして、このような研究を行ってきた金澤氏が、チャリティと教育の関係をどのように捉えているのか、基調講演でその視座を提示していただいた。

3. チャリティと教育の論点——歴史学からの視点——

シンポジウムの基調講演にて、金澤氏には、英国のチャリティの展開を時系列で追いながら、その本質を我々がよく知るところの学校教育の発展と結び付けて解説していただいた。その中で、チャリティは「民間非営利の弱者救済活動」と定義づけられており、「チャリタブル」な目的であり公益のために存在している団体と指摘している。それを踏まえた上での基調講演の概要は次の通りである。

はじめに

1. イギリス史におけるチャリティの位置と意義
2. チャリティ史のなかの教育

3. チャリティによる教育——帝国史的視座

おわりに

そこから得られた示唆を、次のようにまとめよう。第1に、金澤氏は「福祉の複合体」を教育に置き換えた解釈によって、チャリティと教育の相関関係を明らかにした。自助から互助、そこから互助からチャリティへの変容、さらには、チャリティから救済措置というセーフティ・ネットまでに教育事象が潜在化し、初等教育から高等教育までの発展を支えたことを確認できた。加えて、チャリティやフィランソロピのもとに教育が発展する様相を豊富な史料で証明するとともに、その一方でチャリティはパターナリズムを根底にするという特質にあるという指摘している。ここに今日の英国の教育政策の混沌の要因、つまり自律と統制が垣間みえるのである。

第2に、分権的な「選択と集中」を生んだメカニズムの中にあるチャリティを、教育に関わる事象で再検証された点である。教育の市場化が議論されて久しい。翻ってみると、サッチャー政権時代が教育の市場化の転換期とされてきたが、そもそもチャリティが「選択と集中」のメカニズムのなかにあって今日があるのであれば、教育も、あえて言えば教育の提供者や教育内容も「選択と集中」のメカニズムのなかにあることは、英国の近代歴史において自明であったと言えるだろう。

このように、金澤氏の講演は、チャリティの歴史的意義だけでなく、チャリティとはどのように発達しどのように教育にアプローチしてきたのか、そして現代の教育政策の分権的な選択と集中がなぜ生じたか、加えて、英国の歴史からみる教育権の考え方の再考にまで及んだ。これらの詳細は、次の金澤氏の論考を是非とも参考にされたい。

さて一方で、教育史の中でチャリティはどのようにその意義を見出され活用されたのか。ここをもう少し補うべく、シンポジウムでは、教育学が専門の本宮裕示郎氏に、教育史とりわけ教育内容におけるチャリティの位置と役割について、指定討論者として議論の論点を提示していただいた。

4. 教育とチャリティの論点——教育学からの視点——

本宮氏は、オックスブリッジの教養教育に照らし合わせながら、18、19世紀の大学教育がチャリティにいかなる影響を与えたのかを論点にした。つまり、教養教育は、18世紀から19世紀にかけて知的能力とともに社会・道徳的能力を高めるという性質をもつものであったが、19世紀後半以降は知の受容から知の想像へ、そしてより社会・道徳的能力を高める方向へと変容していった。本宮氏は、そうした19世紀の教養教育の変容がチャリティの与え手に何らかの影響を与えたのではないかと、そして、オックスブリッジの教養教育のみならず、19世紀末の初等中等教育の教育内容の変化が、チャリティの形式や内容に何らかの影響を与えたのではと疑問を投げかけた。

それに対し金澤氏は、学術研究のサポートを行うチャリティの出現、オックスブリッジの教員や学生によるセツルメント運動、それまでには見られなかったエリートである彼らの労働者階級への接点探しという現象などをとりあげ、本宮氏の問いに応えたのである。

5. おわりに

チャリティと教育。この両関係を歴史学と教育学の双方から接近し検証していくことが、本シンポジウムの趣旨とねらいであった。その具体的な内容は、各論考に委ねるとして、このアプローチによって得られた学際的な議論と示唆は、日英教育研究の様々な場面で今後活用されることを期待するばかりである。

【講演者紹介】

金澤周作氏

現在、京都大学大学院文学研究科教授。博士（文学、京都大学）。専門は、西洋史学（イギリス近現代史）。主な著書は以下の通り。

- 『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年。
- 「学びを支える社会と力——近代イギリスの教育とチャリティ——」南川高志編著『知と学びのヨーロッパ史——人文学・人文主義の歴史的展開——』ミネルヴァ書房、2007年。
- 『チャリティの帝国——もうひとつのイギリス近現代史——』岩波新書、2021年。
- 『論点：西洋史学』ミネルヴァ書房、2020年（監修及び「17世紀の危機」を担当）。

【指定討論者紹介】

本宮裕示郎氏

現在、滋賀県立大学人間文化学部准教授。博士（教育学、京都大学）。本学会会員。主な著書は以下の通り。

- 『イギリスの自由教育論争：教養をめぐる科学と文学の相克』東信堂、2023年。
- 「19世紀イギリスにおける教養概念の問い直し：T. H. ハクスリーとM. アーノルドによる論争に着目して」日本教育方法学会編『教育方法学研究』第43巻、2018年、83-93頁。
- 「勝田守一の教養概念の再解釈：教養論の変遷の整理を通じて」『教育目標・評価学会紀要』第34号、2024年、89-98頁。

-
- 1 市民社会とは、サードセクター、つまりチャリティ、ボランティア団体、トラスト、共同組合、社会的企業、コミュニティ利益会社などの総体を指し、その中には、教育に関わる団体はもちろん、大学、独立学校や公営学校設置母体も含まれている。
 - 2 日本の公益法人改革に伴い、英国の近年のチャリティ論議を網羅的に研究し、市民社会の構図とチャリティ改革の分析を試みたものに公益法人協会編『英国チャリティ——その変容と日本への示唆』弘文社、2015年がある。
 - 3 2006年チャリティ法（Charities Act, 2006）より。補足として、中嶋智人『英国における市民社会政策の変化』公益法人協会編『英国チャリティ——その変容と日本への示唆』弘文社、2015年、56-59頁参照。
 - 4 日英教育学会編『日英教育フォーラム』第28号、2024年の「第32回大会報告」を参照。ここでは、

パブリック・スクールは、半数以上が「チャリティ団体の地位を有する」とし、教育活動の一環としてチャリティ活動を行っている」と指摘している（石澤：23頁）。一方で、アカデミーの設置者も、「公共の利益」のためのチャリティ（青木氏という慈善団体）でなければならない（青木：36頁）。

- 5 金澤周作『チャリティとイギリス近代』京都大学学術出版会、2008年、3-14頁を参照。
- 6 同上、324頁を参照。
- 7 同上、318-321頁を参照。